

議案第 12 号

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例(昭和31年条例第21号)の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月14日提出
木古内町長 鈴木 慎也

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例(昭和31年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

選挙会	選挙長	国会議員の選挙等の 執行経費の基準に 関する法律(昭和25年 法律第179号)第1 4条に定める額
	選挙立会人	
期日前投票所	投票管理者	
	投票立会人	
投票所	投票管理者	
	投票立会人	
開票所	開票管理者	
	開票立会人	

」を「

選挙会	選挙長	国会議員の選挙等の 執行経費の基準に 関する法律(昭和25年 法律第179号)第1 4条に定める額
	選挙立会人	
期日前投票所	投票管理者	
	投票立会人	
投票所	投票管理者	
	投票立会人	
開票所	開票管理者	
	開票立会人	
地方公務員法(昭和25年法律第61号)第3条第3項第3号に規定する職員		予算で定める額

」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。